

熊本県やさしいまちづくり庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進し、だれもがいきいきと暮らせるような人間尊重の高齢者や障害者にやさしいまちづくり（以下「やさしいまちづくり」という。）を目指して、思いやりや助け合いの心をはぐくみ、物理的な障壁、意識上の障壁その他さまざまな障壁を除去するための施策を総合的かつ体系的に推進するため、熊本県やさしいまちづくり庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) やさしいまちづくり施策の全庁的な企画及び推進に関すること。
- (2) やさしいまちづくり施策の総合調整に関すること。
- (3) やさしいまちづくりの普及・啓発に関すること。
- (4) その他やさしいまちづくりの推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、健康福祉政策課長をもって充てる。
- 3 副会長は、地域支え合い支援室長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる課の長を充てる。
- 5 特定の事項について、検討を行うため、必要に応じて関係課の職員で構成するワーキング・グループを設置することができる。

(職務)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成５年６月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成９年５月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１０年１２月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１１年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１２年７月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１３年４月５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年６月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年１０月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年９月６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１１月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月２４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年（２０２２年）５月２日から施行する。

別表（第3条関係）

知事公室	広報グループ 危機管理防災課
総務部	人事課 総務私学局私学振興課 総務私学局財産経営課 市町村・税務局市町村課
企画振興部	企画課 交通政策・統計局交通政策課 球磨川流域復興局
健康福祉部	健康福祉政策課 長寿社会局高齢者支援課 長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 長寿社会局社会福祉課 子ども・障がい福祉局障がい者支援課
環境生活部	環境政策課 環境局自然保護課 県民生活局くらしの安全推進課 県民生活局消費生活課
商工労働部	商工政策課 商工労働局商工振興金融課 商工労働局労働雇用創生課
観光戦略部	観光交流政策課
農林水産部	農林水産政策課 農村振興局むらづくり課
土木部	監理課 道路都市局道路保全課 道路都市局都市計画課 河川港湾局砂防課 建築住宅局建築課 建築住宅局営繕課 建築住宅局住宅課
出納局	会計課
企業局	総務経営課
警察本部	総務課 教養課 広報県民課 生活安全企画課 交通企画課

	交通規制課 運転免許課
教育庁	教育政策課 教育総務局学校人事課 市町村教育局社会教育課 県立学校教育局特別支援教育課